

【盛岡市から転出される方へ】主な手続きのご案内

盛岡市役所での手続きについて掲載しています。転出先市区町村で別途手続きが必要になる場合がありますので、事前に窓口を確認してください。

また、盛岡市役所各窓口における手続きの詳細は、盛岡市ホームページ(<https://www.city.morioka.iwate.jp/>)で広報IDを入力いただくか、各担当課へお問合せください。

(令和7年4月1日)

	手続き	必要な物	担当課
国民健康保険・後期高齢者医療	☐ 住所地特例対象施設に入所する方の手続き(①)	在園証明書、本人確認書類	本庁別館1階 健康保険課 問合せ ☎019-613-8437 (国保) ☎019-613-8439 (後期)
	☐ 国外転出する方は窓口にお越しください。(②)	国民健康保険被保険者証等	都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課
	☐ 後期高齢者医療被保険者証または資格確認書、その他認定証等の返還・資格変更等 広報ID: 1003616	各種被保険者証等	①は健康保険課のみ ②は青山・太田・薬川支所も可
年金	国内に転出する方の手続きは不要です。		
	☐ 国民年金第1号被保険者の喪失届(必須)・海外任意加入届 広報ID: 1033913	年金手帳(基礎年金番号通知書)またはマイナンバー確認書類、本人確認書類 (海外任意加入届出) 上記+通帳と金融機関届出印	本庁本館2階 医療助成年金課 年金係 問合せ ☎019-626-7529 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課
	☐ 20歳前傷病による障害基礎年金受給者の年金等支給停止の手続き ☐ 20歳前傷病による障害基礎年金以外の年金受給者の住所変更届等 ※詳細は盛岡年金事務所にお問合せください。	年金証書またはマイナンバー確認書類、本人確認書類 年金証書またはマイナンバー確認書類、通帳等	盛岡市松尾町17番13号 日本年金機構 盛岡年金事務所 問合せ ☎019-623-6211
医療費助成	☐ 各種医療費受給資格の喪失 (乳幼児、妊産婦、小学生、中学生、高校生等、ひとり親等、重度心身障がい者、中度身体障がい者) 広報ID: 1021432 ※受給者証は転出日の前日まで使用できます。	各種受給者証	本庁本館2階 医療助成年金課 医療助成係 問合せ ☎019-626-7528 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課
	☐ 未熟児養育医療居住地変更 広報ID: 1003825	養育医療券	
	☐ 自立支援医療(育成医療)受給者等記載事項変更 広報ID: 1003826	受給者証(育成医療)	市保健所2階 母子健康課 問合せ ☎019-603-8304
	☐ 小児慢性特定疾病医療支給認定取消 広報ID: 1003829	受給者証	
介護保険	☐ 住所地特例対象施設へ入所しない方の手続き (被保険者証等の返還等)	介護保険被保険者証、負担限度額認定証、負担割合証	本庁別館5階 介護保険課 問合せ ☎019-651-7561 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課
	☐ 住所地特例対象施設へ入所する方の手続き 広報ID: 1014915	介護保険被保険者証	本庁別館5階 介護保険課 問合せ ☎019-651-7561
児童手当等	☐ 児童手当の受給事由消滅届 広報ID: 1002493	なし	本庁本館2階 医療助成年金課 医療助成係 市保健所4階 子ども青少年課 問合せ ☎019-613-8354
	☐ ひとり親家庭等医療費受給資格の喪失	医療費受給者証	都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課
	☐ 児童扶養手当の転出前届 広報ID: 1002494	児童扶養手当証書	上記のうち 医療助成年金課を除く3箇所
	☐ 母子父子寡婦福祉資金の借主、連帯借主、連帯保証人の住所変更 広報ID: 1002519	なし	市保健所4階 子ども青少年課 問合せ ☎019-613-8354
障がい福祉	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院・更生医療)の手続きは不要です。		
	☐ 障害福祉サービス受給者証、障害児通所支援受給者証の返還	受給者証	本庁本館5階 障がい福祉課 問合せ ☎019-626-7508
	☐ 特別児童扶養手当の転出前届	なし	本庁本館5階 障がい福祉課 問合せ ☎019-613-8346 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課
転校	☐ 児童・生徒の転校手続き (転入窓口で「転校手続きについて」を受け取っていない方) 広報ID: 1002820	なし	都南分庁舎3階 教育委員会 学務教職員課(※) 問合せ ☎019-639-9044 本庁本館5階 教育委員会分室 玉山総合事務所1階 学務教職員課 玉山地区担当
	☐ 区域外就学申請	印鑑	※区域外就学申請は(※)での手続きが必要になる場合があります。
保育所等	☐ 保育施設の退園届 広報ID: 1040555	なし	市保健所1階 子育てあんしん課 問合せ ☎019-626-7511 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課
	☐ 無償化に関する施設等利用給付認定の住所変更 広報ID: 1028957	なし	市保健所1階 子育てあんしん課 問合せ ☎019-626-7553

裏面もご覧ください

	手続き	必要な物	担当課
その他	☐ 上下水道の使用中止届 (インターネットや電話から届出できます。)  届出ページはこちらから→ ※農業集落排水施設、家庭用井戸水を使用されている方は 使用人数に変更がある場合も届出が必要です。	転出前住所と新住所(物件名・部屋 番号)、 転出前住所の水栓番号またはお問合 せ番号(納入通知書や料金等のお知 らせに記載)	盛岡市愛宕町6番8号 上下水道局本庁舎1階 上下水道局 お客さまセンター 問合せ ☎019-623-1411
	☐ 原動機付自転車(125cc以下のバイク)、 小型特殊自動車の廃車届 広報ID: 1000504 ※軽自動車の手続きは軽自動車検査協会岩手事務所へ、 125cc超のバイクの手続きは東北運輸局岩手運輸支局へお問合せください。	ナンバープレート、 標識交付証明書	本庁本館2階 市民税課 問合せ ☎019-613-8499 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課
	☐ 納税管理人申告・承認申請書等の提出 (盛岡市内に不動産等を所有または管理している方) 広報ID: 1014818	固定資産税・都市計画税の 納税通知書	本庁別館6階 資産税課 問合せ ☎019-626-7530

○ 新しい住所に住み始めてから14日以内に転入の手続きをお願いします

●新住所地での転入届に必要なもの ※詳しくは、新住所地の市区町村役場にお問合せください。

- ・転出証明書 (マイナンバーカードを利用して転出届をされた方は不要です)
- ・届出人含むお持ちの方全員分のマイナンバーカードとそれぞれの暗証番号(数字4桁)
- ・届出人の本人確認書類(運転免許証等。マイナンバーカード持参時は不要)
- ・署名用電子証明書の発行に関する委任状(転入日と同日に同一世帯員の署名用電子証明書の発行を行う場合)
 マイナンバーカードに搭載された署名用電子証明書は住所等が変わると失効し、原則としてカードの所有者本人の発行
 申請が必要ですが、転入日と同日に限り、同一世帯員が委任状を持参することで即日での発行申請を行うことができます。
 委任状は転入先市区町村のホームページ等をご確認ください。
- ※届出人が引越し世帯の中にいない方である場合は、上記に加え転入手続きに関する委任状が必要です。
 また、この場合マイナンバーカードの継続利用手続(住所変更)がその場ではできないことがあります。

●マイナンバーカードをお持ちの方へ

- ・転入日から14日を経過して転入届をした場合、マイナンバーカードが利用できなくなります。
- ・マイナンバーカードを利用して転出届をされた場合、転出予定日から30日を経過すると、上記に加え
 転入手続きができなくなります。その際は、盛岡市役所窓口にて転出証明書の交付を受けてください。

●その他のご案内

転出日や転出先住所が 変更になった場合	盛岡市役所での手続きは不要です。新住所地の市区町村役場に変更事項を申し出て転入の 手続きをしてください。
転出証明書を 紛失した場合	本人確認書類(運転免許証等)を持参のうえ、盛岡市役所窓口にて再交付の手続きを してください。
転出が 取りやめになった場合	手続きが必要ですので、速やかに盛岡市役所窓口にお越しください。転出証明書と本人 確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)を持参してください。
国外へ転出していた方が 帰国する場合	本人確認書類のほか、必要書類がありますので、あらかじめ転入予定市区町村に手続の 詳細をお問い合わせください。
印鑑登録について	盛岡市で印鑑登録していた方は、転出(予定)日付で印鑑登録が自動的に廃止され ます。印鑑登録証またはもっておく市民カードは、転出(予定)日後に処分してください。
在外選挙人名簿の 登録について	海外に住んでいる人が、外国にいながら日本の国政選挙及び国民審査に投票できる制度 (在外選挙制度)があります。詳しくは外務省のホームページ (https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html)をご覧ください。
犬の登録事項の 変更について	盛岡市での手続きは不要です。転出先市区町村で登録事項変更手続きをしてください。 マイクロチップ情報登録をしていない犬は、手続き時に犬鑑札と書いてある金属プレート が必要です。
住民税の 課税について	住民税は、1月1日時点の住民登録市区町村で課税されます。 そのため、盛岡市から転出していても、盛岡市に納税していただくことになる場合が あります。
所得・課税証明書の 取得について	所得・課税証明書(非課税証明書も含む)は、1月1日時点における住民登録市区町村で 発行します。転出後に盛岡市から当該証明書の交付を受けたい場合は、市民税課までお問 い合わせください。(☎019-626-7504) なお、転出後は証明書コンビニ交付サービスにより盛岡市から当該証明書の交付を受ける ことができません。

がいこくご (えいご・ちゅうごくご) てつづ てつだ

●外国語(英語・中国語)で 手続きなどのお手伝いができます。

ひつよう かた ぶんかこくさいか と あ ぶんかこくさいか

必要な方は、文化国際課に お問い合わせください。

文化国際課のホームページ

たんとう ほんちょうしゃべつかん かい ぶんかこくさいか

(担当) 本庁舎別館 7階 文化国際課 ☎019-626-7524



【転出手続きに関するお問合せ】

〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号 盛岡市役所本庁舎1階
 市民部市民登録課 登録係 ☎019-613-8309(直通)